

家畜衛生だより

鳥インフルエンザ情報

令和3年度 号外（12月発行）

千葉県農林水産部畜産課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
Tel : 043-223-2938
Fax : 043-222-3098

市川市で確認された高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が完了しました

市川市の宮内庁新浜鴨場で確認された高病原性鳥インフルエンザについて、当該農場における防疫措置（飼養家きんの殺処分、飼料等の処理及び農場の消毒）が完了しました。（令和3年12月5日午前11時完了）

つきましては、新たな高病原性鳥インフルエンザの発生が無ければ、下表のとおり搬出及び移動制限を解除する予定です。

搬出制限	令和3年12月16日 0時	解除予定
移動制限	〃 12月27日 0時	解除予定

☆今回は消毒ポイントの設置は行いません。

☆発生施設の半径10kmの制限区域内は可能な限り迂回してください。

もし通過する場合は例外協議が必要となりますので、家畜保健衛生所に相談してください。



※内側円が
半径3km区域内
外側円が
半径10km区域内

死亡率の急激な上昇(通常の平均死亡率の2倍以上)、鳥インフルエンザを疑う症状(鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ等)、5羽以上のまとまった死亡などの異常があれば、すぐに家畜保健衛生所に通報してください。



死亡率の増加←



顔面・とさかの
浮腫・チアノーゼ←

【再掲】 養鶏農家の皆様へ！！

高病原性鳥インフルエンザ侵入防止のため、下記の事項の再徹底をお願いします。

①	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
②	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
③	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
④	家きん舎に立ち入る者の手指消毒
⑤	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用
⑥	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
⑦	ねずみ及び害虫の駆除

☆ 消毒の徹底

農場（鶏舎）出入口の車両の確実な消毒と鶏舎周辺の石灰による徹底した消毒を行うこと。

☆ 給水用の水の消毒

給水用の水は原則として水道水を使用し、その他の水を使用する場合は消毒を行うこと。

☆ 疾病の早期発見、早期通報の徹底

鶏の健康観察を徹底し、異常鶏を見つけたら、直ちに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所に通報してください。

【家畜保健衛生所連絡先】

No	名称	所在地	電話	FAX
1	中央家畜保健衛生所	千葉市花見川区三角町656	043-250-4141	043-286-0090
2	東部家畜保健衛生所	東金市川場1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335
3	南部家畜保健衛生所	鴨川市八色52	04-7092-2304	04-7092-1434
4	北部家畜保健衛生所	香取市岩ヶ崎台12-1	0478-54-1291	0478-54-5996